

西宮市民善行賞「さくらんぼ」要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明るく住みよいまちづくりに資することを目的に、日常見聞される身近な善行に対して行う表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、市民及び市内に住所を有する団体、その他市長が適当と認める個人及び団体に授与する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認める場合は、表彰対象から除外する。

(1) 表彰の対象となった当該善行に対して、国、県及びその他の団体からすでに賞を受賞しているもの、又は受賞を予測されるもの（ただし、「兵庫県のにぎく賞」は除く）

(2) 職務に密接な関係のあるもの、又は所属する団体の本来の目的に基づくもの
(推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、随時、別に定める様式により次の各号に掲げる者が行い、秘書課長に提出するものとする。

(1) 各所管局・部長

(2) 第三者

(3) 団体の意思を代表するとみなされるもの

(審査会)

第4条 表彰を適正に行うため、西宮市民善行賞「さくらんぼ」審査会（以下、審査会という）を置く。

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

政策局長

総務局長

市長室長

学校教育部長

秘書課長

3 審査会の庶務は、秘書課において行う。

(被推薦者の選考)

第5条 被推薦者の選考は、審査会の議を経るものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、審査会の選考結果を考慮し、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰の日時は、市長が定める。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈ることにより行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

西宮市民善行賞「さくらんぼ」推薦書

被推薦者	ふりがな		生年月日（設立年月日）
	氏名 （団体名）		年 月 日
	団体の場合 代表者氏名		現在の職業
	現住所	〒	
		TEL	
善行の内容			
推薦理由			
推薦者	氏名 （あれば、肩書）	㊟	
	団体名及び 代表者の 役職・氏名	㊟	
	住所		
	電話		

- (注) 1 善行の内容については、いつ（期間）・どこで・だれが・どうして・その結果などを具体的にご記入ください。
- 2 写真・新聞記事など参考になる資料があれば添付してください。